

議案第90号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（個人番号カードを利用して端末機から交付を受ける場合に係る手数料の金額の特例）

- 3 別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、別表に規定する手数料を徴収する事項のうち、次の表の左欄に掲げる事項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

課税又は納税に関する証明	300円	300円 （個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を經由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は200円）
住民票、戸籍の附票に関する証明	300円	300円 （個人番号カードを利用

		して、端末機から交付を受ける場合は200円)
印鑑に関する証明	300円	300円 (個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は200円)
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	450円	450円 (個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は350円)

- 4 別表の規定にかかわらず、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間、前項の表中「200円」とあるのは「100円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>附 則 1・2 略</p> <p>(追加)</p>	<p>附 則 1・2 略 <u>(個人番号カードを利用して端末機から交付を受ける場合に係る手数料の金額の特例)</u></p> <p>3 <u>別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、別表に規定する手数料を徴収する事項のうち、次の表の左欄に掲げる事項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 619 2047 1321"> <tr> <td data-bbox="1131 619 1384 1182"> <u>課税又は納税に関する証明</u> </td> <td data-bbox="1384 619 1715 1182"> <p>300円</p> </td> <td data-bbox="1715 619 2047 1182"> <p>300円 <u>(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機(以下「端末機」という。)から交付を受ける場合は200円)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1182 1384 1321"> <u>住民票、戸籍の附票に関する証明</u> </td> <td data-bbox="1384 1182 1715 1321"> <p>300円</p> </td> <td data-bbox="1715 1182 2047 1321"> <p>300円 <u>(個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は200円)</u></p> </td> </tr> </table>			<u>課税又は納税に関する証明</u>	<p>300円</p>	<p>300円 <u>(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機(以下「端末機」という。)から交付を受ける場合は200円)</u></p>	<u>住民票、戸籍の附票に関する証明</u>	<p>300円</p>	<p>300円 <u>(個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は200円)</u></p>
<u>課税又は納税に関する証明</u>	<p>300円</p>	<p>300円 <u>(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機(以下「端末機」という。)から交付を受ける場合は200円)</u></p>							
<u>住民票、戸籍の附票に関する証明</u>	<p>300円</p>	<p>300円 <u>(個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は200円)</u></p>							

現行	改正案		
(追加)	<u>印鑑に関する証明</u>	300円	300円 <u>(個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は200円)</u>
	<u>戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	450円	450円 <u>(個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は350円)</u>
	4 <u>別表の規定にかかわらず、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間、前項の表中「200円」とあるのは「100円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。</u>		